

阿南市要綱第29号

阿南市多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第4号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減するため、対象施設等の利用料に係る給付金（以下「給付金」という。）を支給する阿南市多様な集団活動事業の利用支援事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象施設等 阿南市内に設置されている施設等であり、満3歳以上の小学校就学前の在籍する全ての幼児を対象として提供している標準的な開所時間が、おおむね1日4時間以上8時間未満で、週5日以上、年間39週以上である施設等のうち別表第1に定める基準を満たすもので、次に掲げる施設等でないものをいう。

ア 法第7条第10項第2号に規定する施設（幼稚園）

イ 法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育施設）

ウ 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設（施設型給付の支給に係る施設）

エ 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者

オ 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等（一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業）

(2) 利用料 対象施設等に在籍する全ての幼児に対して提供する集団活動に対して、対象施設等が保護者から徴収する利用料であって、入園料、施設整備費、延長利用又は預かり保育の利用料、実費徴収費（食材費、通園費など対象施設等において提供される便宜に要する費用）の類ではないものをいう。

(3) 対象幼児 本市の住民のうち、対象施設等をおおむね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用し、当該利用日の属する月の初日に在籍している者であって、次のいずれにも該当しない満3歳以上の小学校就学前の幼児をいう。

ア 法第11条に規定する子どものための教育・保育給付を受けている者

イ 企業主導型保育事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設のうち、同法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものを設置する者が国の定める基準に基づき行う保育事業をいう。）を利用している者

（基準適合審査の申請）

第3条 本事業の対象施設等として市長の決定を受けようとする施設等の事業者は、阿南市多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出し、その申請をしなければならない。

（対象施設等の決定）

第4条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、対象施設等として決定をしたときは阿南市多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等決定通知書（様式第2号）により、申請を却下したときは阿南市多様な集団活動事業の利用支援事業基準適合審査申請却下通知書（様式第3号）により、当該申請を行った事業者に通知する

ものとする。

(対象施設等の決定の取消し)

第5条 市長は、対象施設等が偽りその他不正の手段により前条に規定する対象施設等の決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

(対象費用)

第6条 給付金の対象となる費用は、対象児童の保護者が対象施設等に支払う利用料とする。

(給付基準額)

第7条 対象児童1人1月当たりの給付基準額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。

(1) 2万5,700円

(2) 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第15条の6第3項（第4項において準用する場合も含む。）の法第30条の11第1項の規定により支給する施設等利用費の額から対象児童の保護者が当該施設等利用費として市に請求した額の月額を控除して得た額（当該額が零円を下回る場合には、零円とする。）

(3) 阿南市子育て施設等利用無償化補助金交付要綱（令和3年阿南市要綱第33号）第6条の規定により支給する無償化補助金の上限額から対象児童の保護者が現に支給を受けた無償化補助金の月額を控除して得た額（当該額が零円を下回る場合には、零円とする。）

(給付金の額)

第8条 給付金の額は、対象児童の保護者が現に対象施設等に支払った月額の利用料と月額の給付基準額のいずれか少ない額とする。

(給付金の支給申請等及び申請期限)

第9条 給付金の支給を受けようとする対象児童の保護者は、阿南市多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請書兼請求

書（様式第4号）に関係書類を添えて、別表第2に定める日までに、市長に提出し、その請求をしなければならない。

2 対象施設等は、別表第3に定める日までに、月ごとの在籍名簿（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（支給決定等）

第10条 市長は、前条に規定する支給申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、給付金を支給することを決定したときは阿南市多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定通知書（様式第6号）により、支給しないことを決定したときは阿南市多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請却下通知書（様式第7号）により、対象児童の保護者に通知するものとする。

（支給の方法）

第11条 給付金は、対象児童の保護者から指定された金融機関の口座へ、阿南市から直接振り込むことにより支給するものとする。

（支給決定の取消し）

第12条 市長は、対象児童の保護者又は対象施設等が偽りその他不正の手段により、給付金の支給決定を受けたと認めるときは、支給決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、阿南市多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定取消通知書（様式第8号）により対象児童の保護者に通知する。

（給付金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により給付金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る給付金が既に支給されているときは、対象児童の保護者に対し、当該給付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

2 前項の規定による給付金の返還に係る違約加算金及び滞納金の取扱いについては、市長が別に定めるものとする。

(関係書類の整備)

第14条 対象施設等は、本事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、本事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間これらを保存しなければならない。

(給付金に関する報告等)

第15条 市長は、給付金の支給に関し必要があると認めるとときは、給付金の支給決定を受けた対象児童の保護者又は代理人に対し、報告を求め、又は調査をすることができる。

(指導、監査)

第16条 市長は、対象施設等に基準を遵守させるとともに、適正な給付金の支給を実施する観点から、少なくともおおむね1年に1回は、対象施設等に対してこの要綱に定める内容等を周知徹底させるために、集団指導を実施する。

2 市長は、特に必要と認める場合、実地により個別に指導又は施設等の監査を行うことができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月30日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

項	項目	対象施設等の適合基準の内容
1	集団活動に従事する者の数	集団活動に従事する者の数は、満3歳以上満4歳未満の児童はおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の児童はおおむね30人につき1人以上であること。ただし、施設等につき2人を下回ってはならないこと。
	集団活動に従事する者の資格	集団活動に従事する者のおおむね3分の1（集団活動に従事する者が2人の施設等にあっては、1人）以上は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する普通免許状をいう。）を有する者、保育士若しくは看護師（准看護師を含む。）

2) の資格を有する者又は都道府県知事、指定都市市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の長をいう。）、中核市長（同法第252条の22第1項に規定する中核市の長をいう。）若しくは児童相談所設置市長（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の4第1項に規定する児童相談所設置市の長をいう。）（以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（1日の利用児童の数が5人以下の施設等に限る。）であること。
3	設備（有する場合）	<p>(1) 集団活動を行う部屋（以下「集団活動室」という。）のほか、調理室（給食を提供する場合に限る。自らの施設等で調理を行なわない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備）及び便所（手洗い設備を含む。）があること。</p> <p>(2) 集団活動室の面積がおおむね児童1人当たり1.65m²以上であること又は自然体験活動ができる場所が園庭以外にあること。</p> <p>(3) 必要な遊具、用品等を備えること。</p>
4	非常災害に対する措置	<p>(1) 建物がある場合</p> <p>ア 消火用具、非常口その他非常災害時に必要な設備が設けられていること。</p> <p>イ 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。</p> <p>ウ 集団活動室を2階に置く場合には、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物（以下「耐火建築物」という。）又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（以下「準耐火建築物」という。）、3階以上に置く場合には耐火建築物のこと。</p> <p>なお、集団活動室を2階に設ける建物が耐火建築物又は準耐火建築物ではない場合においては、アに規定する設備の設置及びイに規定する訓練に特に留意すること。</p> <p>(2) 建物がない場合</p> <p>活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要な対策をとること。</p>

5	集団活動の内容	(1) 幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、活動内容を工夫すること。 (2) 各施設等の活動方針に基づいて実施していること。
6	給食（提供する場合）	(1) 幼児の年齢、発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とすること。 (2) 地産地消に配慮した食材確保を行うこと。
7	健康管理・安全確保	(1) 幼児の健康観察等を通じて、日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な安全管理を行うこと。 (2) 自動体外式除細動器（A E D）を設置し、管理していること。 (3) 川や海などの水辺で活動をする場合、ライフガード等を着用すること。
8	利用者への情報提供	活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供を行うこと。
9	備える帳簿	職員及び利用幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておかなければならないこと。
10	会計処理	(1) 財政及び経営状況について、真実な内容を表示すること。 (2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。 (3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。 (4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

別表第2（第9条関係）

利用期間	支給申請書の提出期限
4月～9月	10月31日
10月～3月	3月31日

別表第3（第9条関係）

幼児の在籍期間	在籍名簿の提出期限
4月～9月	10月31日
10月～3月	3月31日